

ok-corporation.jp

株式交換の差止めの仮処分の申立てに係る状況について | オーケー株式会社

弊社は、本ウェブサイトでお知らせしましたとおり、株式会社関西スーパーマーケット(以下「関西スーパー様」といいます。)とH2Oグループのイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの間の各株式交換(以下「本株式交換」といいます。)について、公正を期し司法の判断を仰ぐべく、差止めの仮処分の申立て(以下「本件申立て」)を行い、神戸地方裁判所より2021年11月22日に本件申立てを認める決定がなされました。その後、関西スーパー様より保全異議の申立てがされましたが、同裁判所より同月26日に同決定を認可する決定がなされております。そして、関西スーパー様のプレスリリースによれば、関西スーパー様は同決定に対して保全抗告の申立てを行う予定であるとのことでした。

当初、本株式交換は2021年12月1日に効力が発生する予定であったため、裁判所の判断はその効力発生日に先立って示される見通しであることをお知らせいたしましたが、その後、関西スーパー様より本株式交換の効力発生日が2021年12月15日に延期されたことにより、現時点においては、本件申立てに関する大阪高等裁判所による判断は、延期された効力発生日である12月15日の前日までに示されるものと見込まれます。

弊社は、今後も裁判所から判断が示されましたら、プレスリリースによりその結果を適時にお知らせいたします。

<本件に関するご質問・お問合せ先>

ok-press@okco.jp

<本件に関する報道機関の方々からのお問い合わせ>

オーケー広報事務局 (ボックスグローバル・ジャパン株式会社内)

03-6204-4337 田邊

03-6204-4358 久原

※本件に関して、記者会見を行う予定はございません。